

平成26年11月16日(日)

保健・医療・介護連携推進シンポジウム 『埼玉県の歯科・口腔の保健医療に関わる 多職種連携推進を考える』

パネルディスカッション参加団体による
プレゼンテーション資料

⑧埼玉県

発表者：保健医療部健康長寿課副課長 遠藤 浩正

埼玉県における 医科歯科医療連携について

配布資料

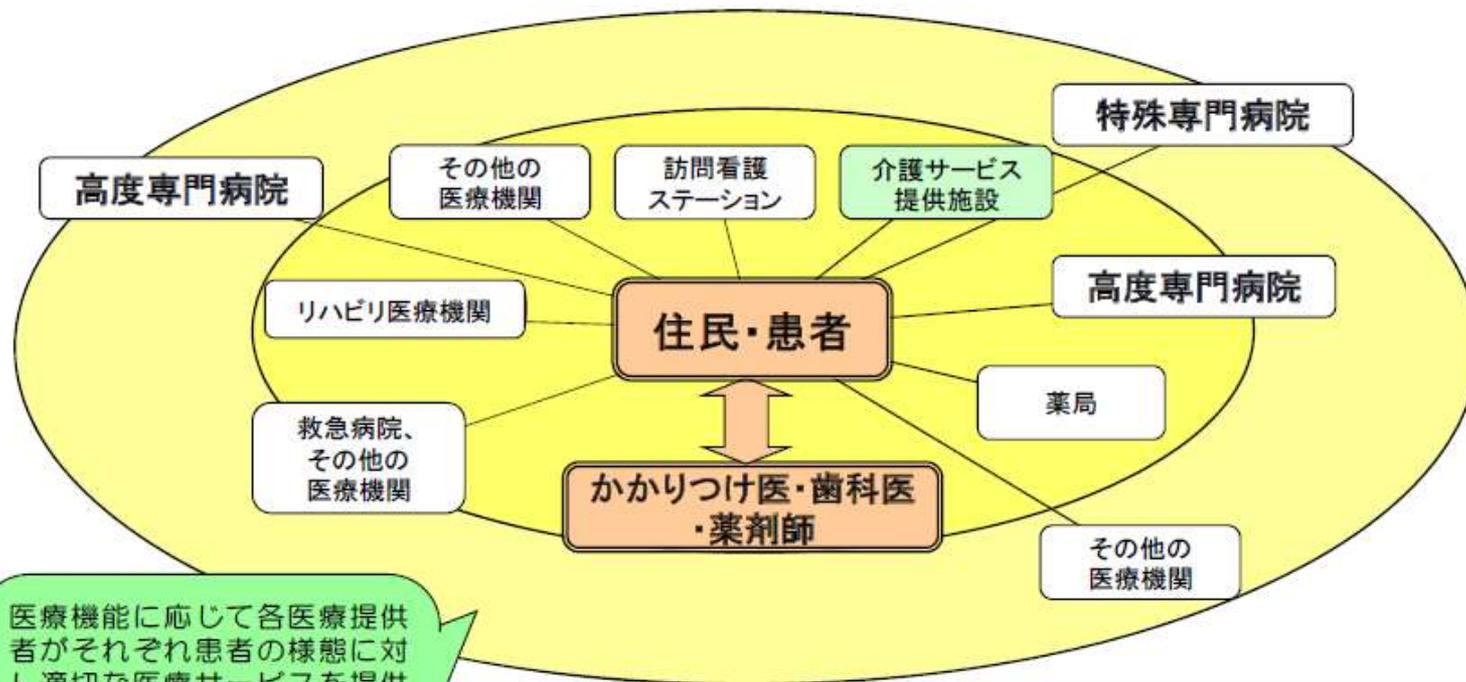
埼玉県保健医療部健康長寿課

副課長 遠藤 浩正

医療機関の機能分化・連携と 医療機能の重点化の促進

地域の「医療連携体制」のモデル

～ 「医療機関完結型医療」から「地域完結型医療」へ ～



医療機能に応じて各医療提供者がそれぞれ患者の様態に対し適切な医療サービスを提供することが原則ですが、地域によっては、すべての医療機能を有した一つの医療機関が包括的に医療サービスを提供することもあります。

「医療機関完結型医療」とは、一つの大型医療機関で治療開始から終了までの全ての医療を行うことを目標とするもので、「地域完結型医療」とは、地域の医療機関が連携し役割を分担しつつ医療を完結させることを目標とするものです。



【今後取り組むべき6つの課題】(H22)

- I 成人期歯科保健対策の実効化に向けた取組
- II 医科歯科連携が具体的課題に取り組めるよう環境を整える
- III 小児期歯科保健の地域間格差の是正に向けた取組
- IV 「子育て支援」の視点に立った母子歯科保健対策
- V 新たな視点をふまえた障害者歯科保健対策
- VI 在宅歯科医療推進のための基盤整備



埼玉県 II 医科歯科連携が具体的課題に取り組めるよう環境を整える

Saitama Prefecture

課題の背景	課題克服のために必要な対策
<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病対策での歯科保健の役割の明確化・医科との機能分担 ○在宅医療における医科歯科連携の強化 ○がん等医科入院患者の口腔ケアの普及（術前口腔管理の拡大） ○地域におけるHIV患者・感染者に対する歯科医療提供体制の整備 	<p><i>地域で健康な生活が送れるために</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ①「糖尿病と歯周病」など生活習慣病対策における医科と歯科との関係構築。歯科医療機関の役割の明確化 ②在宅歯科医療を展開する上で必要な医療機関等とのネットワークづくり ③がん診療拠点病院と地域歯科医療機関の連携ネットワーク構築 ④エイズ診療拠点病院と地域歯科医療機関の連携ネットワーク構築 ⑤医療連携を円滑に進めるための関係者間の信頼醸成



医科歯科連携推進会議

埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例 概要

平成23年10月18日 議員提案により制定

目的

■ 歯科口腔保健の推進に関して
基本理念、県の責務等を明らかに
するとともに、基本的事項を定めて
歯科口腔保健に関する施策を推進し、
県民の健康で質の高い成果の確保に
寄与する

基本理念

■ 日常生活での歯科疾患予防と早期
発見・早期治療の促進
■ 乳幼児期から高齢期の特性に応じ、
適切かつ計画的に歯科口腔保健を推進
■ 保健・医療・福祉など関連分野との連携
を図りながら歯科口腔保健を推進

責務

■ 県（施策の策定と実施）
■ 歯科医療業務従事者等
（適切な業務の実施・県への協力）
■ 県民（歯科疾患の予防に向けた取組）

基本的事項の策定

歯科口腔保健の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施のため、基本的事項（方針・目標・計画等）を定める。

〔基本的事項に掲げる事項〕

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する目標
- (2) 歯科疾患予防に向けた取組の普及啓発
- (3) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨
- (4) 障害者、要介護者等が定期的に歯科検診や治療を受ける機会の確保
- (5) 幼児、児童、生徒の歯科口腔保健の推進
- (6) かかりつけの歯科医師等の活用による歯の喪失防止
- (7) 母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育、がん等の生活習慣病対策、喫煙による影響対策の推進 等

これからの地域口腔保健のフレーム

